

台風19・20・21号の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施しています

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業(※)、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

(※)「休業」とは、事業主が労働者に仕事を休ませることをいい、店舗を閉店していても、労働者に後片付けや内部の事務作業を行わせているような場合は、「休業」に該当しません。

全員でなく、一部の労働者を休業させる場合も雇用調整助成金の対象となります。ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1時間以上、かつ、労働者全員が一斉に休業する必要があります。

【特例措置の内容】(台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

① 休業(教育訓練、出向は除く)を実施した場合の助成率を上げます。

【中小企業】2/3 ⇒ **4/5** 【大企業】1/2 ⇒ **2/3**

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で**300日**」に延長します。

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所が対象です。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、

ア 前回の支給対象期間の満了日から**1年を経過していなくても助成対象とし、**

イ 通常、支給限度日数は**1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とします。**

(届出の遡及と支給要件緩和に係る特例措置)

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象としています。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については、千葉労働局職業対策課事業所給付係までお問合せください。(電話 043-221-4393)



厚生労働省・千葉労働局

